

可児市水道施設中央監視制御装置更新工事
公募型プロポーザル実施要領書

可児市水道事業

可児市水道施設中央監視制御装置更新工事公募型プロポーザル実施要領書

次のとおり公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により実施する。

1. 概要

(1) 工事名

可児市水道施設中央監視制御装置更新工事

(2) 目的

本工事は、平成 19 年に竣工し現在使用している中央監視制御装置及び遠方監視装置について、更新を行うものである。

また、現在利用している NTT 専用線（アナログ）が令和 10 年度末に廃止となることから、光回線への対応が必要となっている。

そのため、装置の更新に合わせて回線切替えを同時に実施し、将来にわたりシステムの信頼性を確保するとともに、監視制御業務の効率化を図ることを目的とする。

(3) 更新内容

① 中央監視制御装置

② 遠方監視装置

③ その他、①及び②に附帯する工事で、可児市水道事業が必要に応じ指示する工事

なお、詳細については、別紙「可児市水道施設中央監視制御装置更新工事要求水準書」及び「システム構成図 更新対象」に示す。

(4) 履行期間

可児市水道施設中央監視制御装置更新工事の履行期間は、契約締結日から令和 10 年 1 月 15 日までとする。

(5) 本件に係る工事費の上限額

454,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）

この金額は、契約（予定）金額を示すものではない。また、提案見積金額は、この上限額を超えないこと。

2. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 可児市競争入札参加資格者名簿の登録業種「電気通信」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続開始の申立及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (4) 可児市建設工事請負契約に係る指名停止措置要領（平成 3 年訓令甲第 2 号）及び可児市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 22 年訓令甲第 47 号）に基づき指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 東海 3 県（岐阜県・愛知県・三重県）において、平成 28 年 4 月以降に給水人口 10 万人以上及び一日最大給水量 5 万 m³ 以上の水道事業における、監視制御装置の元請での新設または更新工事を施工（引渡し済み）した実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 30%以上のものに限る。）
- (6) 可児市水道施設中央監視制御装置更新工事要求水準書に記載の内容を満たすことができること。

- (7) 国土交通省が策定した「水道分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン」に則り、適切な対策を講ずることができる者であること。
- (8) 可児市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく排除措置対象法人等に該当しない者であること。

3. 実施方法

(1) 委員会の設置

プロポーザルにおける審査及び契約候補者を選定するため、可児市水道施設中央監視制御装置更新工事事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し審査する。

委員会の審査委員は内部3名、外部2名で構成する。

(2) 実施日程

	内 容	実 施 日
1	実施要領の公告	令和8年7月8日（水）
2	参加申込書等の提出期限	令和8年7月27日（月）
3	参加資格要件の審査及び通知（発送）	令和8年7月29日（水）
4	技術提案書等の作成に係る質問書の提出期限 （質問書は、Eメールのみでの受付とする。）	令和8年8月3日（月）
5	技術提案書等の作成に係る質問への回答	令和8年8月7日（金）
6	技術提案書及び提案見積書の提出期限	令和8年9月7日（月）
7	技術提案書に係るプレゼンテーション及び ヒアリング開始時間通知	令和8年9月11日（金）
8	技術提案書に係るプレゼンテーション及び ヒアリング	令和8年9月18日（金） 予定
9	審査結果の通知（発送）	令和8年9月28日（月） 予定
10	契約内容に関する詳細打合せ	令和8年10月中旬
11	契約締結	令和8年10月下旬

※注意点

- ① 提出期限における受付時間は、いずれも午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。
- ② 書類等の提出方法及び連絡方法は、各項目所定の方法で行うこと。
- ③ 持参以外の方法で書類等を提出する場合は、事前に「12 問合せ先及び担当」に示す電話に連絡すること。

4. 参加申込み手続き等

(1) 参加申込書の配布は次のとおりとする。

可児市ホームページ（水道課）からダウンロード

<https://www.city.kani.lg.jp/1159.htm>

(2) 参加申込みをする事業者（以下「参加事業者」という。）は、プロポーザル参加申込書（様式1）に必要書類を添付の上、提出期限までに提出すること。

なお、参加事業者の参加資格要件を審査の上、プロポーザル参加資格要件審査結果通知書（様式2）で通知する。

(3) 提出書類

- ① プロポーザル参加申込書（様式1）
- ② 会社の履歴事項全部証明書の写し（発行後3ヶ月以内のもの）
- ③ 会社概要関係書類
以下に沿い、作成すること。
ア) 設立年月日
イ) 本社所在地

- ウ) 支社及び支店
- エ) 事業展開
- オ) 社員数
- カ) 資本金
- キ) 売上高
- ク) 経常利益
- ケ) その他参考事項

④ 財務状況関係書類

直近3期の貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書

⑤ 施工実績調書

以下に沿い、作成すること。

ア) 平成28年4月以降に給水人口10万人以上及び一日最大給水量5万m³以上の水道事業における、監視制御装置を元請として契約した自治体名、契約期間、給水人口等を最大4件まで記載すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が30%以上のものに限る。)

イ) 施工実績の契約書の写しまたは実績を証明できる書類等を添付すること

なお、上記の添付書類のみでは参加資格要件の確認ができない場合には、追加資料の提出を求めることがある。

(4) 提出期限

プロポーザル参加申込書等の提出期限は、令和8年7月27日(月)午後4時までとする。

ただし、土曜日及び日曜日、祝日を除く。

(5) 提出先

可児市水道部水道課管理給水係(可児市水道部庁舎2階)

(6) 提出方法

持参または郵送とする。郵送の場合は提出期限内必着とする。

5. 技術提案書等の提出

参加事業者は、プロポーザルの実施に係る技術提案書等を作成の上、提出期限までに提出すること。

(1) 提出書類

① 技術提案書

別表1「技術提案書の提案項目及び評価項目」に沿い、作成すること。

なお、各提案項目番号につき、2～3頁(図等も含む)でまとめること。

② 提案見積書

提案見積金額(消費税及び地方消費税の額を含まない。)を記入すること。また、積算内訳書も同封すること。

宛先は「可児市水道事業 可児市長 富田 成輝」とし、社名及び代表者氏名を記載の上、社印及び代表者印を押印し、提出日を記載すること。

なお、提案見積書は参考見積とし、最終的な契約金額については提案見積金額を上限として協議して決定する。

(2) 技術提案書等の作成形態

① 技術提案書の表紙には、提案書(様式3)を使用し、参加事業者名(正本にのみ記載。)、提出日付を記入の上、頁の最初に目次を付け、各頁に番号を記入し、1部ずつA4フラットファイルに綴り提出すること。

② 参加事業者名は、技術提案書の正本の表紙にのみ記載し、副本については、表紙を含め一切記載しないこと。

- ③ 技術提案書の作成にあたっては、日本語を使用し、A4版縦置き横書き左綴りで作成すること。
- ④ 提案見積書は、技術提案書とは別に厳重に封かんの上、1部提出すること。
- (3) 提出期限
 - 令和8年9月7日（月）午後4時まで。
 - ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- (4) 提出場所
 - 可児市水道部水道課管理給水係（可児市水道部庁舎2階）
- (5) 提出方法
 - 提出方法は、参加事業者による持参とする。
- (6) 提出部数
 - ① 技術提案書
 - 正本1部、副本9部
 - ② 提案見積書1部
- (7) その他
 - ① 提出期限後の提出書類の再提出及び差し替え、追加は認めない。ただし、本市が必要と認め、追加資料の提出依頼を行った場合は速やかに提出すること。
 - ② 技術提案書等の作成に要する費用は参加事業者の負担とする。
 - ③ 提出された技術提案書等の返却は行わない。

6. 技術提案書等の作成に係る質問の受付及び回答

- (1) 技術提案書等作成に係る質問がある場合は、質問書（様式4）に質問内容を簡潔にまとめて記載し、「12 問合せ先及び担当」に示すアドレス宛てにEメールにより提出すること。その際の着信確認は送信者の責任において行うこと。また、これ以外（電話、口頭等）による質問は受け付けない。
- (2) 提出期限は、令和8年8月3日（月）午後4時までとする。
- (3) 質問に対する回答については、令和8年8月7日（金）に参加事業者すべてにEメールにより回答する。なお、電話及び口頭による回答など個別には対応しないとともに、混乱を招くおそれがあると判断した質問には回答しないこともある。

7. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

技術提案書等が提出された後、委員会は、参加事業者ごとにプレゼンテーションを実施する。

- (1) 日時及び場所
 - 令和8年9月18日（金）午前10時から午後4時30分まで、可児市水道部庁舎1階会議室にて行う。
 - 時間については、令和8年9月11日（金）にEメールにて各参加事業者へ通知する。
- (2) 実施時間
 - プレゼンテーションは各参加事業者45分以内とし、プレゼンテーション終了後、ヒアリングを15分程度行う。
- (3) 実施方法
 - 自由形式とし、希望する参加事業者は、電子機器を用いて行うことができる。
 - 参加事業者が判明するものは除くこと。
 - プロジェクターは市で設置するが、パソコン等は参加事業者が用意すること。
- (4) 出席人数は、主任（監理）技術者を必須とし4名までとする。

8. プロポーザルの審査方法等

委員会は、参加事業者から提出された技術提案書等を審査する。

審査は、「可児市水道施設中央監視制御装置更新工事審査基準」に基づき行い、総合評価点が最も高い者を最優先候補者として選定し、次点者以降についても順位を決定する。なお、総合評価点が最低点である60点を下回る者は評価対象外とする。

総合評価点が同点の場合は、提案見積額が安価な者から順に順位を決定する。

総合評価点は、項目ごとに委員の得点を合計し、その平均点を採用する。小数点以下の端数がある場合は、小数点第2位を四捨五入する。

9. 審査結果の通知

審査結果について、全参加事業者に対し結果通知書（様式5）により通知する。

10. 企画・提案に不備がある場合

プロポーザルにおいて、参加事業者の提出書類、参加資格要件等に不備があることが判明した場合又は提出書類を提出期限内に提出しなかった場合は、その内容を委員会が審査し、その取扱いについて決定する。また、当該参加事業者に、その不備についてのヒアリングを行う場合がある。

その不備が、重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性及び公平性を著しく損なうと認められる場合は、既に決定した事項を取り消す場合がある。また、指名停止処分を通知する場合がある。

11. その他

(1) 本プロポーザルに要する費用は、参加事業者の負担とする。

(2) 本プロポーザルに関する参加者への説明会は開催しない。本要領および関係資料をもって説明に代えるものとする。

(3) 本件にかかる情報公開請求があったときは、可児市情報公開条例に基づき非公開情報を除いて公開する。

(4) 次のいずれかに該当した場合、各種手続きは失格又は無効とする。

ア 「2 参加資格要件」を満たしていない場合

イ 提出期限を過ぎて技術提案書類が提出された場合

ウ 本要領に適合しないと認められる場合

エ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

オ 本要領の公表から審査結果公表が完了するまでの間において、審査委員会委員に接触するなど審査の公平性を害する行為があった場合

カ プレゼンテーション（ヒアリング）に参加しなかった場合

キ 提案見積金額が提案上限額を超えている場合

ク その他定める手続、方法等を遵守しない場合

12. 問合せ先及び担当

〒509-0201

岐阜県可児市川合 1000 番地

可児市水道部水道課管理給水係

担当者：新美、吉田

電 話 0574-62-1111 （内線 5102・5103）

F A X 0574-63-4467

Eメール suido@city.kani.lg.jp